

## 利用上の注意

### 1 本書の内容について

この調査結果報告は、東京都において調査を実施した海面漁業調査（漁業経営体調査）及び参考として農林水産省東京地域センターにおいて調査を実施した内水面漁業調査を掲載している。

### 2 数値について

(1) 数値については、表章単位を四捨五入してある関係で、積み上げた数値とその合計値が必ずしも一致しない場合がある。

(2) 表中の符号については、次のとおりである。

「 △ 」： 負数（減少したもの）

「 0.0 」： 表章単位未満の数値（小数点第1位まで表記する場合は、0.05未満の数値となる。）

「 X 」： 秘匿した数値（3経営体未満の数値は、秘密保護の関係上その数値を秘匿した。）

「 — 」： 皆無又は該当数字なし

「 … 」： 不詳又は計算不能な数値

### 3 三宅村の取扱いについて

三宅島（雄山）の噴火に伴い、三宅村は平成12年9月2日から全島避難が続いていたため、2003年（平成15年）の調査では調査対象から除外した。

#### <この報告書の問い合わせ先>

東京都総務局統計部産業統計課産業統計係

農林漁業センサス担当

03-5321-1111(代表) 内線 25-565

03-5388-2291 (ダイヤルイン)

# 2013年漁業センサスの概要

## 1 調査の目的

我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

## 2 調査の沿革

漁業センサスは、統計法に基づく農林水産省所管の指定統計調査（指定統計第67号）として昭和24年3月に1回目の調査を行ない、以来5年毎に実施している。平成19年5月の統計法全部改正に伴い基幹統計調査となり、今回の調査で13回目となる。（調査の沿革：p6、7参照）

2013年漁業センサスは、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査から構成されており、海面漁業調査のうち漁業経営体調査は都道府県、その他の調査については農林水産省において実施された。

## 3 根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日付農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第6条第4項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

## 4 調査の期日

平成25年11月1日現在

## 5 調査体系

2013年漁業センサスの調査体系（p8参照）

## 6 その他

今回調査の主な改正点は、以下のとおり。

(1) 調査体系の見直し：①調査票を4種類から2種類に整理

(2) 調査方法の変更：①OCR調査票の導入

②新たに都道府県が保有している船舶登録データを活用した客  
体候補者の把握

# 調査の沿革

昭和24年3月	昭和38年11月	昭和43年11月	昭和48年11月	昭和53年11月	昭和58年11月
第1次漁業センサス	第3次漁業センサス	第4次漁業センサス	第5次漁業センサス	第6次漁業センサス	第7次漁業センサス
漁家調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査	漁業経営体調査
企業体調査	海面漁業基本調査 浅海養殖調査	海面漁業基本調査 漁船調査	海面漁業基本調査 動力漁船調査	海面漁業基本調査 動力漁船調査	海面漁業基本調査 動力漁船調査
作業体調査	漁船調査(10トン以上)	漁船調査	雇用者の生活本拠地調査	雇用者の生活本拠地調査	漁業従事者世帯調査
	漁業従事者世帯調査	漁業従事者世帯調査	団体経営体調査	漁業従事者世帯調査	湖沼漁業経営体調査
昭和29年1月	基本調査	指定湖沼漁業経営体調査	漁業従事者世帯調査	湖沼漁業経営体調査	内水面養殖業経営体調査
第2次漁業センサス	内水面漁業調査 概況調査	内水面漁業調査 内水面養殖業調査	指定湖沼漁業経営体調査	内水面養殖業経営体調査	内水面漁業協同組合調査
個人経営体調査			内水面養殖業調査	内水面漁業協同組合調査	漁業地区概況調査
会社経営体調査			河川漁協組合員調査	漁業地区概況調査	水産物流通機関調査
共同経営体調査	漁村漁港概況調査	漁村漁港概況調査	内水面漁業協同組合調査	製氷・冷蔵・冷凍工場調査	冷凍・冷蔵工場調査
漁業従事者世帯調査	水産物仲買人調査	漁業地区調査	漁業地区概況調査	水産物買受人調査	水産加工場調査
内水面漁業調査	水産物加工場調査	水産業協同組合調査	漁港調査	水産加工場調査	
			製氷・冷蔵・冷凍工場調査		
			水産物買受人調査		
			水産加工場調査		
昭和33年11月					
沿岸漁業臨時調査					
漁業経営体調査	漁家調査				
	漁業企業体調査				
	準漁家調査				
	漁業協同組合調査				

昭和63年11月

平成5年11月

平成10年11月

平成15年11月

平成20年11月

平成25年11月

第8次漁業センサス		第9次漁業センサス		第10次漁業センサス		2003年漁業センサス (第11次)		2008年漁業センサス		2013年漁業センサス			
海面漁業基本調査	漁業経営体調査	海面漁業基本調査	漁業経営体調査	海面漁業基本調査	漁業経営体調査	海面漁業調査	漁業経営体調査	海面漁業調査	漁業経営体調査	海面漁業調査	漁業経営体調査		
	漁業従事者世帯調査		漁業従事者世帯調査		漁業従事者世帯調査		漁業従事者世帯調査		漁業管理組織調査		漁業管理組織調査		
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査		内水面漁業調査	海面漁業地域調査	内水面漁業調査		内水面漁業経営体調査	内水面漁業調査	海面漁業地域調査
	内水面漁業協同組合調査		内水面漁業協同組合調査		内水面漁業協同組合調査			内水面漁業協同組合調査			内水面漁業地域調査		内水面漁業地域調査
漁業地区調査	漁業地区概況調査	漁業地区調査	漁業地区概況調査	漁業地区調査	漁業地区概況調査	流通加工調査	内水面漁業経営体調査	流通加工調査	魚市場調査	流通加工調査	内水面漁業経営体調査		
	漁業管理組織調査		漁業管理組織調査		漁業管理組織調査		内水面漁業地域調査		内水面漁業地域調査				
	水産物流通機関調査		水産物流通機関調査		水産物流通機関調査		内水面漁業地域調査		冷凍・冷蔵、水産加工場調査				
	冷凍・冷蔵工場調査		冷凍・冷蔵工場調査		冷凍・冷蔵工場調査		水産物流通機関調査		水産物流通機関調査				
	水産加工場調査		水産加工場調査		水産加工場調査		冷凍・冷蔵、水産加工場調査		冷凍・冷蔵、水産加工場調査				

# 2013年漁業センサスの調査体系

調査の名称	調査の範囲	調査対象	調査の系統	調査の方法	主な調査事項
海面漁業調査	海面に沿う市区町村及び農林水産大臣が指定した市区町村 <small>都においては、10区（千代田区・中央区・港区・台東区・墨田区・江東区・品川区・大田区・葛飾区・江戸川区）及び島しょ9町村</small>	漁業経営体	農林水産省   都道府県   市区町村   調査員	調査員が調査客体に調査票を配布し、自計報告する方法  ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、面接調査により行う	個人漁業経営体の世帯員数、従事状況、漁業従事日数、兼業状況、保有漁船隻数・トン数、漁業種類、養殖施設規模、雇用者数、漁獲物の販売金額
		漁業管理組織	農林水産省   地域センター等   調査員		調査場面の放棄面積・原因、遊魚関係団体と連携した取組、漁業体験等の参加人数
		海面漁業協同組合			個人漁業経営体の世帯員数、従事状況、漁業従事日数、兼業状況、保有漁船隻数・トン数、漁業種類、養殖施設規模、雇用者数、漁獲物の販売金額
内水面漁業経営体調査	共同漁業権が設定されている湖沼及び内水面養殖を営む漁業経営体の所在する市区町村	内水面漁業経営体	農林水産省   地域センター等   調査員	調査員が調査客体に調査票を配布し、自計報告する方法  ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、面接調査により行う	組合員数、漁業環境改善の取組、生産した種苗の種類、放流量、遊魚承認証発行枚数、水産物直販所利用者数
		内水面漁業協同組合			売場面積、卸売業者・買受人数、取扱数量・金額、衛生管理機器の設置状況
魚市場調査	全国の市区町村	水産物の市場	調査員が調査客体に調査票を配布し、自計報告する方法又はオンラインによる報告	調査員が調査客体に調査票を配布し、自計報告する方法又はオンラインによる報告	事業種類、従事者数、冷凍・冷蔵庫の利用者、冷凍・冷蔵能力、水産加工品の生産量、水産加工品の販売金額、原材料の仕入先、工程管理の状況
		冷凍・冷蔵施設並びに水産加工業の事業所			
流通加工調査					